

『ごみ出し困難者支援収集』 ご利用案内

令和2年10月より、ごみを集積所まで運ぶことが困難な方に対し、市が無償で玄関先まで収集に伺う事業を開始します。この制度の利用には申込が必要です。

1 ご利用いただける方



自分でごみ集積所にごみを運ぶことが困難であり、市内にお住まいの方のうち、次の要件を満たす方が対象となります。

- (1) 一人暮らしで下記の《支援基準》のどれかに該当する世帯
- (2) 同居者全員が下記の《支援基準》のどれかに該当する世帯

《支援基準》

- ① 要介護度3以上の認定を受けている方
- ② 身体障害者手帳の視覚障害又は肢体不自由の1, 2級に該当する方
- ③ 療育手帳のA又はⒶに該当する方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する方

2 申請と利用までの流れ

- (1) まずは**廃棄物政策課 (04-7167-1140)**へご相談ください。現在のごみ出しの状況等についてお話を伺います。代理の方のご相談とご申請もお受けしています。
- (2) 要件に該当する方には、申込書一式を提出していただきます。提出の際は郵送若しくは廃棄物政策課まで直接お持ちください。
- (3) 申込書受理後に書類審査を行い、内容に不備が無いときは、現地立ち合い調査に進みます。調査では、ごみを出す場所などを確認します。
- (4) 調査終了後に利用の可否を決定し、結果を通知します。
- (5) 通知に記載された開始日から収集を行います。(申請から利用開始まで1ヶ月程度お時間をいただきます。)

3 ごみの収集方法

■収集の回数

週1回市の指定する曜日に収集します。

■収集場所

ご自宅の玄関先などに設置していただく収集箱から収集します。なお、収集箱は利用者又は申請者にご用意いただきます。

■収集するごみ ※（ ）内は旧沼南地域のごみの分け方・出し方

ごみ出しカレンダーに記載されたごみ種のうち、次のものを収集します。

可燃ごみ（燃やすごみ）、不燃ごみ（燃やさないごみ）、容器包装プラスチック類（プラスチック系ごみ）、資源品（資源ごみ、ペットボトル）、有害ごみ（危険・有害物）

※粗大ごみは収集できません。処理方法はごみ出しカレンダーをご覧ください。



4 利用上の注意事項

- ◆ 市の指定する曜日にごみを収集します。時間の指定はできませんので、当日の朝8時30分までにごみを収集箱に入れておいてください。
- ◆ 家屋内に入ったの収集は行いません。
- ◆ ごみは、ごみ出しカレンダーに従って分別し、可燃ごみと容器包装プラスチック類は指定ごみ袋に入れてください。ビン類、缶類、ペットボトルは、それぞれ中身のみえるごみ袋に入れてください。
- ◆ 旅行、入院などにより利用を中断するときは、下記南部クリーンセンターまで事前に連絡ください。
- ◆ ごみが出されていないときは、安否確認のために緊急連絡先に連絡する場合があります。

5 問い合わせ先

■利用申請・制度に関すること

柏市環境部 廃棄物政策課 電話 04-7167-1140

〒277-8505 柏市柏5-10-1

■収集作業に関すること

柏市環境部 南部クリーンセンター 電話 04-7173-5111

〒277-0054 柏市南増尾56-2